

実務家教員インタビュー

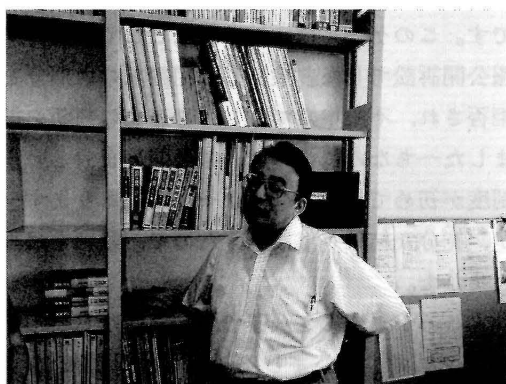
森田 明

(本法務研究科教授・当時)

はじめに

学生 本日はよろしくお願ひ致します。早速ですが、先生は、司法修習は何期でいらっしゃいますか？

森田 34期ですね。今年ちょうど研修所卒業30年目です。後で述べる事情で、30年目を期して弁護士を辞めることになります。



1 教員となった経緯と神大ロー今昔

学生 神大に赴任されたきっかけは？

森田 神大で法科大学院を設立するという計画があり、横浜弁護士会もそれに協力することになりました。私は、以前から情報公開と医事法という分野について関心を持っており、これらの分野で教える機会があればと思っていたので、日弁連に教員希望者として登録していました。教員をする気があるならちょうどオファーのきている神大ではどうかということになり、神大側で求められていた科目は民事法、行政法の演習と実務基礎科目でしたが、情報公開法制

と医事法も合わせて担当することとなり、みなし専任としては多数の科目を持つ形で、神大の教員となったわけです。

学生 そうすると、もともと教えるということに興味があって、ご自分の持っていらっしゃる学識を伝えたいということだったのですね。

森田 それもありますし、自分の得意と思っている分野についても、さらに勉強を深めてみたいとも思いました。

学生 神大の法科大学院が始まったときは、どんな感じだったでしょうか。校舎がまだできていなかったと聞いておりますが。

森田 そうですね。1年目は、既修者と未修者を合わせて50名の学生がいました。学生の研究室は、14号館にあり、授業は主に11号館でやっていました。教員の研究室は、研究者教員については法学部と同じ17号館、私ら実務家教員については学生と同じ14号館にありました。教授会は、17号館まで行ってやるという具合でした。講義や会議をあちこちでやるという感じで、これら全てがまとまって独立した建物になっている現在からすればずいぶん不便だったわけですが、それでも学生も多かったし、結構みんな元気でしたから、なかなか楽しかったですね。

2 情報公開訴訟と医療訴訟

学生 先生は情報公開や医事法をご専門にされていますが、それは修習生の頃から関心を持っておられたということでしょうか？

森田 いろんなことに首をつっこみましたが、結局は修習生の頃からやり始めたことのうちで主にその2つの分野が残ったという感じです。医療過誤の問題は、ずっと続けてやってきました。また、情報公開については、結果的にパイオニア的な仕事をしてきたと思っています。ちょうど修習生のころから弁護士になるくらいの時期に情報公開の制度化が進んでいたの、それと並行して、キャリアを重ねることになったということですね。

学生 それぞれに興味を持たれたきっかけはどのようなことでしょうか？

森田 医療過誤については、ちょうど横浜で実務修習が始まる時期に、神奈川県で医療問題弁護士団ができたところで、私は修習生の分際でそこに顔を出して、それ以来ずっとやってきました。

情報公開については、個々の請求が認められるかどうかということだけではなくて、公開によって行政のあり方を変えるインパクトをもちうるというおもしろさがありますね。救済機関である情報公開審査会という仕組みは、実質神奈川県が初めてです。私はその審査会の最初の事例から関与することになりました。情報公開を請求する側に立って活動する弁護士は、他にはあまりいなかったの、私の得意分野ということになり、またそれを聞いて自然にそういう事件の依頼が集まってくるようになり、結局専ら請求者側の代理人として20年近くやってきました。その後、2000年を過ぎた頃から、逗子市の審査委員、あるいは県の個人情報保護審査会の委員など自治体からの依頼で救済機関の仕事もするようになりました。

学生 すると、情報公開の分野は、先生が切り拓いたといっても過言ではないようですね。

森田 まあ、そういう人々のうちの1人でしょうね。率直に言って、情報公開の分野では、たぶん全国でみて豊富な経験を有する弁護士のうちでトップ10人の中に入ると思います。医療過誤については、専門家は多いので、トップ100人ぐらいの中になんとか入る程度かと思

ますが。

学生 先生のライフワークとしては、情報公開の方ということでしょうか？

森田 ある意味現時点でそういうふうには決断したという面はあります。ただ、情報公開というのは、内容はさまざまなので、実はものすごくいろいろな分野に関わる問題なのです。医療分野もそうだし、他のいろんな環境問題であったり、消費者問題であったり、そういう問題があって情報公開請求っていうのが出てくるわけですから。

3 印象に残る事件

学生 今までのご経験で印象に残った事件がありますか？

森田 情報公開について印象に強く残っているのは、一番初期の裁判で、神奈川県を相手とするマンションの建築確認図面の公開請求の件です。このケースは、神奈川県としては初の情報公開訴訟でした。最初に公開請求の大部分を拒否され、不服申立てをして審査会の判断を得ました一ちなみにこれは情報公開審査会という制度が初めて利用されたケースでもありますが、十分な結果が出なかったの、裁判を起しました。

ところが、なんと一審で原告適格なしとして却下されてしまいました(横浜地判昭和59年7月25日判時1132-113)。条例上は請求権があると明記されているのですが、裁判所の考え方は、単に情報公開請求が拒否されただけでは足りず、それ以外の自己の具体的な権利、利益に影響を受ける者でなければ原告適格がないというもので、県側も全く主張していないことでした。私は一審でいきなり結審となった時点で驚いて、修習生時代以来のいろんなつながりでほかの弁護士に協力を求め、弁護士団を作りました。また一審判決の前後にいろんな学者の人に意見を聴きにいきました。お名前を出すのはばかられるような大先生にもお願いしてアドバイスをもらったりしました。そして、控訴審になっ

たのですが、控訴審は1回で結審して、一審判決を逆転し原告適格を認めて差戻しとの判決を受けました（東京高判昭和59年12月20日判時1137-26）。結論はよかったです。判決の中で気になったことがありました。情報公開制度は県政の適正な運営を図るための公益的な制度であって、請求者の利益のためのものではないから、客観訴訟として制度化されるべきだとも言えるが、この条例では利害関係を擬制して請求権を付与して主観訴訟になるようにしており、そのような立法も不可能というわけではないから、公開を拒否されることで原告適格ありと認めてよい、というのです。私は、請求権が規定されていてそれが拒否されれば原告適格が認められるのは当然と思っていましたから、行政訴訟の理屈とはなんとややこしいものかと考えさせられました。

これは情報公開条例についての訴訟ですが、その後、情報公開法を制定する際にはこの裁判を念頭において、公開請求を拒否されたこと自体で原告適格があることが確認され、またこの事件の差戻審で議論された個人情報の定義や著作権との関係などの点を意識して立法化されました。

もう1つ、最近のケースですが、いわゆるインカメラ審理に関するものがあります。要するに、裁判所の審理において、非公開文書を裁判官が直接が見て公開の可否を判断するという手続です。インカメラに関する明示の規定はないけれども、裁判所によっては、行政側の同意があればいろいろ工夫してやっている例がありました。しかし、国は非常にかたくなで、この手続には応じていません。そういう中で、私が担当した沖縄の米軍ヘリ墜落事故を巡る文書の情報公開訴訟で、福岡高裁がインカメラ審理をする旨の提示命令を出してくれたわけです（福岡高決平成20年5月20日判時2017-28）。もっとも、最高裁では逆転されました（最（1小）決（許抗）平成21年1月15日民集63-1-46）。しかし最高裁の決定では、法律上根拠がないか

らできないのだという考え方が示され、これは1つの収穫でした。従来は、インカメラ手続は、憲法上の裁判の公開原則との関係で許されないという見解があったのですが、最高裁は、法律で規定を設ければ可能であることを前提とした判断を示したのです。さらに、二人の裁判官の補足意見で、むしろ積極的に法律でインカメラ規定を設けるべきだということが述べられました。そういう判断を最高裁から引き出したのです。その後、情報公開法の改正案が国会に提出されましたが、その中ではインカメラ審理を導入することとされています。これは非常に大きな意味があって、最高裁がああいう言い方をしなければ、現時点でインカメラ手続の法制化への動きを作り出すことは難しかったと思います。

ある分野に継続的に携わっていると、時には最高裁の見解を引き出したり、国会の立法に作用するような事件に遭遇することもあるのですね。この件に関しては、やはり最高裁の裁判官が正面から問題を受け止めて考えてくれたので、こういう結果となったと思います。

いま紹介した2つのケースは、どちらも訴訟の争点で、制度のあり方を変えていくことになったので、そういう意味でも印象に残っています。

4 内閣府情報公開・個人情報保護審査会

学生 先生は、この9月一杯で情報公開の仕事につくために弁護士を辞め、神大も退職されるということですが、今度の先生のお仕事の正式な名前はどのようなものでしょうか？

森田 「内閣府情報公開・個人情報保護審査会」の常勤委員です。情報公開・個人情報保護審査会設置法に基づくものです。もともと神奈川県が条例を作るときに、裁判とは別の第三者的な救済機関を設けることになり、外部の委員からなる審査会を設置して、不服申立があったときにそこに諮問し、答申を得て判断をするというやり方を採用しました。審査会は、自治体の機関としては、独立した裁決権を持つことができないので、諮問機関という形にしたのです。

そうしたところ、初期の神奈川県審査会では、原決定を覆して公開を拡げる判断を結構積極的にやったのです。一時期は8割位の割合で行政側の決定が覆されていました。それで社会的に注目されて、各地で審査会方式が導入されたのですが、通常の行政争訟に比べると非常に高い救済の結果を得ることができました。審査会方式が定着してきたので、国が情報公開法を作るときに審査会の方式を導入しようということになったわけです。

学生 では、先生は、どのような経緯で、常勤委員に選ばれたのですか？

森田 国の審査会の場合、全15名のうち5名が常勤の委員になっています。これまでその構成は裁判官出身が2名で、検察官出身が2名、それに行政庁出身が1名。つまり、常勤委員が広い意味での公務員出身でかためられているのです。しかも実情として常勤委員が実質的に審議を相当リードしているのです。それで従来日弁連の方では、弁護士も常勤委員に入れろということを書いていたわけです。2005年頃以降は意見書の形でも出しています。

そして実は、私は、その意見書を出す直前まで日弁連のその意見書を取りまとめた委員会の委員長を務めていました。意見書を出すにあたっては、弁護士の中から具体的に候補者を推薦できるという姿勢を示すことも必要なのですが、常勤の委員は、弁護士業務を兼ねることができないので、引き受け手はなかなかおらず、立場上、「万一意見が通った場合には」私が引き受けざるを得ない感じになりました。その後法科大学院で教える立場で勉強する中で、1つの分野に特化して更に深めてみたいという気も出てきました。こうした背景と、もろもろの実績が評価されて私が採用されることになったのかと思います。

学生 仕事内容はどんなものですか？

森田 ある人が情報公開請求をしたけれども、不開示の決定あるいは一部開示の決定がなされて、これに納得できないという場合に、行服法

に基づく異議申立てなり審査請求をしますね。それを受けた行政庁が審査会に諮問するわけです。審査会は、不開示の決定理由の是非について判断しますが、その際、そもそも問題の文書がどういう文書なのか、どういう流れの中でどういう目的で作られるのか調べる。さらに審査会はそれこそインカメラができますので、現物の文書を見て確認をするというようなことをやって、その上で必要があれば片方なり双方から事情聴取をして答申という形で意見をまとめるわけです。

学生 ということは、いままで先生は公開してほしいという請求側にいらしたのが、むしろ反対に、審査する立場になるのですか？

森田 反対に、ではなく中立的な立場で審査するわけで、私は、そういう仕事も逗子市とか神奈川県である程度はやってきたわけです。

学生 先生は、今回審査会のお仕事をされることによって弁護士登録も抹消してしまうと伺っていますが？

森田 審査会の常勤委員は、設置法で兼業を禁止されています。常勤委員は報酬を得る業務をしてはならないというわけです。登録だけ残しておいて仕事をしなければよいということもいえますが、私は、この際区切りをつけたいと考えました。というのは、他の常勤委員、すなわち、裁判官や検察官出身の委員も前職を辞めて来ますので、いずれも常勤委員の肩書きは「元〇〇」なのですね。したがって、私も、「元弁護士」の方が、すわりがいいのかなと思いました。

もうちょっとかっこよく言うと、何年か前のNHK大河ドラマで「篤姫」というのがありますが、その篤姫が、嫁入りするために分家から本家へ移るときに、ずっと篤姫の面倒を見ていた婆やさんが「女の道は一本道にございます。さだめに背き、引き返すは恥にございます。」と言って送り出すわけです。で、ちょっとあれを思い出してですね、事情はだいぶ違うものの、やっぱり戻ることとかは、考えずに専念をするという姿勢を大事にしようと思ったわ

けです。それで、弁護士登録も抹消しました。

学生 男の道は一本道、もしくは森田先生の道は一本道みたいな感じですね。

森田 まあ、前に進むためには、けじめをつけなければならないこともあるのだと思っています。

5 もうひとつの一本道

学生 次は少しでも感じた感じで、お話を伺いたいのですが。森田先生といえば研究室の内部に歌手浜崎あゆみのポップ（立て看板）がありましたが、あれは1期の先輩の方達からの贈り物だそうですね？

森田 そうですね、1期既修の学生達が卒業するときに、贈ってくれたものです。あゆの結婚を機に今はたんでしまっていますが。

学生 先生と浜崎あゆみの出会いについて聞きたいのですが。

森田 出会いというほどのものはありません……

学生 彼女の最初の曲は、「poker face」でしたでしょうか？

森田 そうですね。しかし、あの頃は、私はまだ彼女のファンではありません。彼女がデビューして3年目、2000年頃からのファンです。彼女が広く知られ始めるくらいの時期です。

学生 Depend on you ぐらいですかね？

森田 あれもまだ初期ですね。ファンになったのはサードアルバムの前ぐらい。ただ、曲的には初期の方がいいと思いますけれども。当時横浜弁護士会の副会長の任期が終わったところで少し気が抜けていて、好きな歌手やアイドルの1人くらい持っていたほうがよいかとつい思ったんですね。それで、どうせファンになるならば、徹底的に知っておきたいと思うわけです。しかし、すでに著名な歌手は、楽曲も多いし、なかなかそのすべてを知ることは大変です。そこでこれから売れていくような人に着目して、情報を集めてみようかというところから始まったわけです。そして「あゆの世界」にのめりこ

んでいくわけですね。

学生 そっちの道でも一本道な感じですね。

森田 まあそうです。

学生 浜崎あゆみに注目したのは、どういう理由からでしょう？

森田 彼女は、自分なりのこだわりを非常に持っていて、それを自ら歌詞にして率直に訴えていくという姿勢があったからかなと思います。

学生 特に歌詞がいいと思われる歌は？

森田 歌詞としてみた場合に、一番すごいなと思ったのは、「Trauma」という曲で、これは当初ミニアルバム「A」に収録されたものですが、あの歌詞はすごい。「与えられた自分だけの正気と狂気があって そのどちらも否定せずに存在するなら」というくだりなどは、ああ、なんていう表現だろうって思いましたね。それは、弁護士業務をする中でも、正気と狂気が同居するっていうか、紙一重みたいな人が結構あらわれるので共感を覚えるわけです。そのどちらも否定しないというのもすごい発想だと思います。

ある時期、ある歌手が活躍しているというのは一種の社会現象ですから、そこに自分の生き方にとってのヒントを感じることもあると思います。

6 学生に望むこと

学生 いまままでのお話を伺っていて、努力する、一本道を歩む等ブレないで生きるというメッセージを頂いたように思います。それで、いま神大又は神大生がやるべきことについては、どのようにお考えでしょうか。

森田 神大法科大学院の特色としては、ある種、専門性を持った大学院という位置付けができます。つまり、小規模校だけれども、特に自治体行政や国際人権という分野について専門性を持った人を育てる基盤があります。もちろんそれだけではありませんが、そういう要素もっています。また、ほかにもそのような例があります。たとえば、獨協大学の法科大学院では、子供の人権を重視する方針もっています。学

生諸君には、そういう神大が特色としている分野について関心を持って勉強してほしいという気持ちがあります。自分の学習経験を基にして、1つの得意分野を持って欲しいと思うのです。

学生 専門分野を持つという姿勢が大事であるということですね。

森田 まあそうですね。もっともどんな専門分野を持つかは偶然の要素もあるので狭く決めてかからないほうがよいともいえます。それと、今の学生諸君は、すでに司法試験に合格した先輩たちが学修の手助けをしてくれているので、その機会を捉えて、先輩弁護士のいろいろな仕事上の苦労や弁護士としての生き方についても話を聞いて、参考にして欲しいと思いますね。

7 学修の方法

学生 では、大学院での学修ではなくて、われわれ学生は、新司法試験にどう対処したらよいのかという少し実践的な問題についてご教示いただければと思います。大学教授としてより、受験の経験者としてどのようにお考えでしょうか。

森田 やはり与えられた事例をどうみるか、その場で自分の頭で考える必要があります。学生諸君は、普段そういう訓練をしているはずですが、本番の試験になると、つい「書く準備のできている」論点を引き出して書き連ねるという傾向があります。しかし、試験する方は、知識を切り売りして欲しいわけではなくて、この問題について「あなたは今どう考えるのか」ということを聞いているので、それを答えなければなりません。だから、そういう発想を持ってほしいと思います。

学生 難しいですね。

森田 しかし、まさにそれが問われるのです。単純に典型的な論点そのまま書けばよいような問題は、まず出題されません。それをひとひねりして考えさせるところに意味があるので、それを受け止めていかないとまずいですね。私も受験勉強中、試行錯誤しながら、試験答案としては、その場で考えて自分なりに組み立てて書

けば、そんなにたくさんいろんなことを書かなくてもよいのではないかと思うようになって、そこからまともな答案が書けるようになって、急激に成績が伸びたという感覚があります。

学生 以前伺ったところでは、先生は、中央大学では、法友会という司法試験のための研究室で勉強されたのですね。

森田 中大には真法会などをはじめとする老舗の研究室がありますが、それらに比べると、ごく小さな研究室でしたね。そこで大学3年のときから3年間、ゼミをやったり、答案練習をしたりしました。週1回半年間続く答練を欠席なしで3クール(3年間)続けました。答練は体系的に組まれているので、それに合わせて学修すると、半年間で全分野の基本書を2回読むこととなります。いまでも、そういうリズムをつけてムラなく学修したことがよかったと思います。それから、レベルアップするためには答案の書き直しというのが結構大事です。だから、本学で演習科目で学生諸君に起案してもらうときに、書直し・再提出があれば、コメントをつけて返すと言っているのですが、あまり希望者がいません。最初の起案で指摘した点について、部分的な訂正を加えて再提出してくる例はありますが、全体を見直して文章力をレベルアップする努力が足りないですね。私の場合、今でも準備書面を書くのに一度で仕上げるということはほとんどありません。特に長い準備書面ほど何度も見直して、見直すごとに訂正しなければならぬところが出てきます。完璧な文章なんて最初から書けるわけではないので、繰り返すことによってはじめてまともな文章が書けるようになるものだと思いますね。学生諸君には、そういうことについてももう少し手間をかけて欲しいと思いますね。

8 ひとこと

学生 学生と修了生とに対して一言ずつただけますか。

森田 現役生についていうと、もういまの3

年生も含めて非常に人数が減っているわけですね。これは、あまり健全な状態ではないと思いますが、ただ非常に濃密な指導が可能になっていると思います。つまり、教員全員が全学生を把握しているので、教員と学生との距離もより近いという状況にあります。そこで、学生諸君には、教員とのコミュニケーションを積極的にとるようにして欲しいと思いますね。

卒業生に対してはやはり学校に来て勉強して欲しいと思いますね。それがいろんな条件で難しい人もいますけれども、1人で勉強するのはリスクが大きいです。自己流の学修で一步間違ってしまうと、誤解した状態での自分の体系ができてしまいます。そういう怖さがあるので、やはり仲間と議論したり、答案を書くにしても読みあわせをするなどしたほうがよいと思いますね。

9 最後に

学生 これからのお仕事に対する抱負や不安等がありましたら聞かせてください。

森田 そうですね、不安に関して言うと、やや閉鎖的な、孤独な仕事になってしまうのではないかと心配です。また身体を動かすことが少なくなるので、健康面でも少し気をつける必要があると思っています。

抱負については、今度の仕事自体は、結局は私が望んでやるものであり、また自分の一番関心のある分野について専念できるわけですから、私自身非常に期待しているわけです。いままでとは違った人間関係ができることになるので、そのことについての不安もあるけれども、そこも期待を持って臨みたいと思います。法科大学院に来るときは、不安は、もっと大きかったわけですよ。私には、単発の講演等を除いて、講義経験がないし、学生との人間関係についても大きな不安がありました。それでも、なんとかやってきて、法科大学院での仕事と生活は、私にとっては非常に楽しく、また有益でした。そういう意味では、新しい世界に飛び込むことに

は意味がある、やるに値すると思っています。逆にいうと、そういう決断ができたのは法科大学院の経験があったからこそだと思いますね。とちょっときれいにまとめましたね。

学生 弁護士をやめる、いったん仕事を離れることについては、何か気持ちの上で感慨のようなものはありますか？

森田 だから、一本道です。やっぱり自分自身に1つけじめをつけようということですね。

学生 どうもありがとうございました。

その後、研究室にて

学生 ゲストのような形で、また大学に来ていただくことはできないのですか？

森田 兼職禁止規定との関係で難しいかもしれませんが、ADR 特講では国の機関の人がゲストとして話をする場合があるので、ああいう形では可能かもしれませんが、何ともいえません。

学生 ぜひやっていただきたいですね。

森田 大学で講義を行うことは、自分自身にとっても勉強になり、有益なので、それができないのは少し残念です。でも何より、新しい職場で答申を作成する中で自己実現することを最優先しようと思定めています。



学生参加者 今吉裕己
小口佳代子
平井雅貴

インタビュー日 2011年9月16日